

公社等経営評価委員会 概要

所掌事務

公社等の経営状況全般（事務事業、経営状況、組織体制、給与制度等）について、毎年度評価を行い、専門的見地から指導

委員

地方財政、財務・経営に関する外部の専門家等（6人）

開催予定等

- ・ 3月 新行革プラン、平成21年度実施計画の説明
経営評価の進め方について協議
- ・ 5～9月 各公社の取組状況の評価
- ・ 9月 提言

〔新行革プラン抜粋〕

6 さらなる改革の推進

(2) フォローアップの強化

公社等経営評価委員会（仮称）の設置

公社等に対する指導監督を強化するため、「公社等経営評価委員会（仮称）」（地方財政、財務・経営に関する外部の専門家等で構成）を設置し、公社経営の課題等に応じた専門的な助言指導を行う。

指導の強化

ア 点検・評価の強化

毎年度の決算を踏まえ、公社等の事務事業の見直し、経営状況、組織体制、給与制度等、公社等の経営状況全般について、「公社等経営評価委員会（仮称）」による点検・評価を実施する。

イ 予算編成時の見直し

毎年度の予算編成にあたって、県からの委託事業・補助事業はもとより、自主事業も含めたすべての事務事業、組織体制等について、徹底した見直しを行う。

公社等経営評価委員会設置要綱

(設置)

第1条 新行財政構造改革推進方策に基づく改革内容を着実に実行するとともに、さらなる不断の見直しを行うにあたり、公社等の経営状況全般について、毎年度評価を行い、専門的見地からの指導を得るため、公社等経営評価委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 公社等の経営状況全般(事務事業、経営状況、組織体制、給与制度等)に関する助言
- (2) その他公社等の経営改革に関する重要事項

(組織)

第3条 委員会は、別表に掲げる6人以内の委員で組織する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は再任されることができる。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置く。

- 2 委員長は、委員のうちから、知事が指名する。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 委員長に事故がある場合、又は委員長が欠けた場合は、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

(委員会)

第6条 委員会は、委員長が招集する。

- 2 委員は、事故その他やむを得ない理由により委員会の職務に従事できない場合は、あらかじめ委員長の承認を得て、代理人を出席させることができる。この場合においては、代理人は、委員会開催前に委任状を委員長に提出しなければならない。
- 3 委員長が必要と認めた場合は、委員会に委員以外の者の出席を求めることができる。

(謝金)

第7条 委員(大学教育職以外の県の職員である委員を除く。)が委員会の職務に従事したときは、別に定めるところにより、謝金を支給する。

- 2 第6条第2項の規定に基づき代理人が委員会の職務に従事したときは、代理人

に対して委員本人と同額の謝金を支給する。

(旅費)

第8条 委員が委員会の職務を行うために、委員会に出席し、又は旅行したときは旅費を支給する。

2 前項の旅費の額は、職員等の旅費に関する条例(昭和35年兵庫県条例第44号)の規定により行政職8級の職務にある者に対して支給する額に相当する額とする。

3 第6条第2項の規定に基づき代理人が委員会の職務を行うために、委員会に出席し、又は旅行したときは、代理人に対して、旅費を支給する。この場合においては、代理人の格付けは、委員本人と同様とする。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、企画県民部企画財政局新行政課において処理する。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成21年2月1日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、平成24年1月31日限り、その効力を失う。

(招集の特例)

3 この要綱の施行の日以後最初に開かれる委員会は、第6条第1項の規定にかかわらず、企画県民部長が招集する。

別表(第3条関係)

氏 名	主 な 役 職
佐竹 隆幸	兵庫県立大学経営学部教授
清水 涼子	関西大学大学院会計研究科教授
田中 信吾	日本ジャバラ工業株式会社代表取締役
前田 高志	関西学院大学経済学部教授
茂木立 仁	弁護士
吉田 秀子	ラジオ関西編成制作局編成部チーフプロデューサー

公社等経営評価委員会の公開等に関する要領

- 1 この要領は、公社等経営評価委員会が行う委員会（以下「委員会」という。）の公開等に関して必要な事項を定める。
- 2 委員会は、原則として公開とする。ただし、次のいずれかに該当する場合は、委員会を公開しないことができる。
 - (1) 情報公開条例（平成12年兵庫県条例第6号）第6条各号に該当すると認められる情報について審議等を行う場合
 - (2) その他委員会を公開することにより、公正かつ円滑な議事運営に著しい支障が生じると認められる場合
- 3 委員会の公開は、委員会の会場に一定の傍聴席を設け、希望する者に傍聴を認めることにより行う。
傍聴に関する遵守事項等は別に定める。
- 4 会議録及び委員会資料は、原則として公表する。ただし、上記2で公開しない委員会については、公表しないことができる。
公表の方法は、会議録及び委員会資料の写しを中央県民情報センターに備え付けることによるほか、ホームページに掲載することなどにより行う。
- 5 委員会の日時、場所及び傍聴の定員等については、あらかじめ報道機関への情報提供等により、県民への周知を図る。

県行政と密接な関連のある公社等の総合調整等に関する要領

昭和59年12月1日制定
平成8年4月1日一部改正
平成12年4月1日一部改正
平成15年4月1日一部改正
平成18年4月1日一部改正
平成19年4月1日一部改正
平成20年4月1日一部改正
平成20年10月6日一部改正

1 目的

県が各種の方法で行う財政的又は人的援助等の関与を通じて県行政と様々なつながりをもっている公社等に対し、この要領に定める総合調整を行う等により、社会経済情勢の変化等に対応したより一層の改善と適切な指導を行い、もって県行政と公社等の円滑な運営の推進に資する。

2 主管部局の責務

公社等に関する事務を所管する部局長（以下「主管部局長」という。）は、行財政構造改革推進方策に基づく取組みを着実に推進するため、公社等の主体性を尊重しつつ、与えられた権限と責任の十分な認識の上に立って、次のような観点から公社等の運営のあり方について絶えざる検証と見直しを行い、その適正を期さなければならない。

- (1) 設立目的の達成、主要事業の実施期間の満了等により、公社等の存在意義が乏しくなっていないか。
- (2) 設立目的が民間や他公社等と類似・関連し、統合等により効率的・効果的な運営ができないか。
- (3) 社会経済情勢の変化に照らし、現在においてもその業務は十分継続する意義を有するものであるか。また、業務内容に関して改善等を行う必要はないか。
- (4) 業務運営が、最適の方法で、最も効果的な時期に、年間を通じて遅滞なく円滑に進められているか。
- (5) 主要事業の採算性や需要が低下し、今後も回復が見込まれない経営状況がないか。その他、資産の運用状況を含め、経営状況は適切かつ健全なものであるか。
- (6) 県が出資、補助、貸付け、債務負担、委託等の財政的関与を行っている公社等については、その出資等の目的に合致した効率的、効果的な業務運営が行われているか。その額は適切なものであるか。また、一定の自己収入を有し、自主的な運営を促すことが適当な公社等は、経営の自立化を図れないか。
- (7) 事業の重点化、執行体制の見直しなどにより、組織、人員及び給与等で改善すべき点（組織については、統廃合の必要性を含む。）はないか。
- (8) 情報公開・情報提供の推進や監査体制の強化など、公社等の運営の透明性の向上及び契約手続等の適正化が図られているか。

3 企画県民部の役割

企画県民部長は、主管部局長が公社等に対して行う指導監督に加えて、関係部局長の協力を得て、公社等の適正な運営の確保が図られるよう、次のとおり公社等相互間及び県行政と公社等との総合調整を行うものとする。

- (1) 業務運営のあり方を中心として業務内容、経営状況等の調査を行うこと。
- (2) 総合的な経営評価を行い、主管部局長による適切な改善指導を推進すること。
特に、行財政構造改革推進方策の定めるところにより、公社等の取組みの進捗状況及び経営状況全般を点検・評価し、必要な措置等が講じられるよう指導・調整を行うこと。
- (3) その他、公社等の適正な運営に資する業務の改善等について指導・調整を行うこと。

4 県行政と密接な関連のある公社等の範囲

県行政と密接な関連のある公社等（以下「密接公社等」という。）の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 地方自治法第221条第3項に規定する法人
- (2) (1)以外の公社等のうち、県からの出資又は出捐の割合、県からの役職員の派遣又は財政支出の状況等から、県行政と一体となって事業を行っていると認められる法人で、別に指定するもの
- (3) 県が損失補償債務額等を有する法人
- (4) ただし、次の法人を除く。
 - ア 県から常勤役職員の派遣も財政支出もないもの
 - イ 県がその運営に主導的な役割を果たしていないもの

5 定期報告

主管部局長は、毎年度、密接公社等に係る事業計画、予算、決算、組織、人員、給与等所定の事項（初年度においては、定款又は寄附行為、過年度の決算状況等の基本的事項を含む。）及び経営状況等に関する点検・評価の結果を企画県民部長に報告するものとする。

6 経営評価と総合調整

密接公社等の総合的な経営評価を行い、行財政構造改革推進方策に基づく取組みを推進するとともに、引き続き存続する密接公社等について、それを取り巻く社会経済情勢の変化等を踏まえ、事業の重点化、執行体制の見直しの継続などさらなる改革に取り組む。

- (1) 基礎調査
企画県民部長は、すべての密接公社等の業務内容、経営状況等について、主管部局長を通じ、書面による基礎調査を実施する。
- (2) 本調査
企画県民部長は、基礎調査の結果、業務内容、経営内容等の改善（統廃合を含む。以下同じ。）を要すると認められるものを選定し、主管部局長を通じ、本調査を実施する。
本調査については、別に定めるところにより、行財政構造改革推進方策に基づく取組みの進捗状況及び経営状況全般に関する点検・評価の結果を含むものとする。
- (3) 経営評価
企画県民部長は、本調査に基づき、別途設置する公社等経営評価委員会の専門的な意見

を聴取し、当該密接公社等の総合的な経営評価を行う。

(4) 評価結果の提示

企画県民部長は、経営評価の結果を主管部局長に提示するものとする。

(5) 改善案の提出

主管部局長は、提示された評価結果に基づき、当該密接公社等と協議を行い、具体的な改善案を作成のうえ、企画県民部長に提出するものとする。

(6) 改善の実施と実施結果の報告

主管部局長は、当該改善案に基づき、当該密接公社等と協議を行い、改善の実施を指導するとともに、その実施結果を企画県民部長に報告するものとする。

(7) 見直し基準の作成

企画県民部長は、(1)から(6)までの総合調整の実施に資するため、業務内容、経営内容等の改善を含む見直しの基準を作成するものとする。

7 事前協議

(1) 主管部局長は、新たな業務を密接公社等に行わせようとするときは、民間や県との役割分担を踏まえ、真に公社等が行う必要があるのかを十分精査すること。その上で、密接公社等に行わせる必要がある場合は、できる限り既存の公社等の活用を図るものとする。

主管部局長は、新たに密接公社等を設立する必要がある場合には、各部局案として決定する以前に、構想又は素案を作成した時点、ある程度の成案を得た時点等において、その都度、企画県民部長と協議するものとする。定款又は寄附行為を変更しようとするとき等で必要がある場合においても同様とする。

(2) 事前協議の対象事項及び事前協議を受ける課等は、次のとおりとする。

ア 密接な公社等の新設	新行政課、文書課、 人事課、財政課
イ 定款、寄附行為等根本規則の改正	新行政課、文書課
ウ 組織の改正、職員数の増減及び給与制度の改正	新行政課、人事課、 財政課
エ 土地の取得及び事業資金の借入に係る計画の策定又は改定（その計画に係る個々の土地の取得又は事業資金の借入れを含み、みどり公社、土地開発公社、道路公社及び住宅供給公社に限る。）	財政課

8 その他

(1) 主管部局長は、密接公社等以外の公社等で県が出資する公社等を新設するときは、7の手続に準じて、事前に企画県民部長と協議するものとする。

(2) 企画県民部長は、必要があると認めるときは、主管部局長に対し、密接な公社等以外の公社等に係る報告又は事前協議を求めることができるものとする。

9 補則

この要領に定めるもののほか、公社等の指導監督に関して必要な事項は、別に定める。

県行政と密接な関連のある公社等の総合調整等に関する要領運用基準

昭和60年4月1日制定
平成15年4月1日一部改正
平成18年4月1日一部改正
平成20年4月1日一部改正
平成20年10月6日一部改正

1 密接な公社等

(1) 要領4(2)に基づき指定する密接公社等は次の基準で運用する。

県からの出資又は出捐の割合、県からの役職員の派遣又は財政支出の状況等から、県行政と一体となって事業を行っていると思われる法人で、別に指定するものとは、次のとおりとする。

ア 県の実質的な出資又は出捐の割合が1/3以上のもの

イ 県の実質的な出資又は出捐の割合が25%以上1/3未満の団体で、県から常勤役員を派遣し、財政支出があるもの

ウ 県の実質的な出資又は出捐の割合が25%未満の団体で、県からの派遣常勤役員が50%以上かつ県からの派遣職員が5人以上のもの

エ 県の職員を対象とした福利厚生事業を行うもの

なお、県の実質的な出資又は出捐の割合とは、統合を行った団体においては、統合前の団体に対する県の出資又は出捐を考慮して算出した割合とする。

(2) 要領4(3)でいう損失補償債務額等を有する法人とは、地方財政健全化法の将来負担比率の算定基礎となる損失補償債務額等を有するものとする。

2 公社等の新設にかかる事前協議について

要領7に基づく事前協議は次の方法により行う。

(1) 事前協議の対象

ア 設立後、要領4により総合調整の対象となるもの

イ ア以外のものであっても、県が人的、財政的関与等を行うものはすべて対象とする。

(2) 事前協議の方法

ア (1)アの公社については、文書で事前協議を受ける。

イ (1)イの公社について、

1 所管部局から関係資料を徴する。

2 口頭による事前協議を受ける。

3 設立の適否について、企画県民部と調整する。

4 要領4(2)に該当する公社等であるかどうかを判断する。

5 該当するものは、アにより文書で事前協議を受ける。

県行政と密接な関連のある公社等一覧

1 地方自治法第221条第3項に規定する法人(要領4-1) (18団体)

公 社 等 の 名 称
(財)兵庫県青少年本部 (財)ひょうご情報教育機構 (財)阪神・淡路大震災復興基金 (財)兵庫県住宅再建共済基金 (財)ひょうご科学技術協会 (財)ひょうご産業活性化センター (財)兵庫県勤労福祉協会 (財)兵庫県国際交流協会 (社)兵庫みどり公社 (財)兵庫県営林緑化労働基金 兵庫県土地開発公社 兵庫県道路公社 (財)兵庫県下水道公社 (財)淡路花博記念事業協会 (財)兵庫県住宅建築総合センター 兵庫県住宅供給公社 (株)夢舞台 (財)兵庫県体育協会

2 その他県行政と密接な関連のある公社等(要領4-2) (20団体)

基 準	公 社 等 の 名 称
県の実質的な出資又は出捐の割合が1/3以上のもの(12)	(財)ひょうご震災記念21世紀研究機構 (財)兵庫県芸術文化協会 (財)兵庫県自治協会 (財)兵庫県人権啓発協会 (財)兵庫県健康財団 (社福)兵庫県社会福祉事業団 (財)計算科学振興財団 (財)ひょうご環境創造協会 (財)兵庫県まちづくり技術センター ひょうご埠頭(株) 新西宮ヨットハーバー(株) (財)兵庫県園芸・公園協会
県の実質的な出資又は出捐の割合が25%以上1/3未満の団体で、県から常勤役員を派遣し、財政支出があるもの(4)	(財)兵庫県高齢者生きがい創造協会 (財)ひょうご豊かな海づくり協会 (財)兵庫県環境クリエイトセンター 但馬空港ターミナル(株)
県の実質的な出資又は出捐の割合が25%未満の団体で、県からの派遣常勤役員が50%以上かつ県からの派遣職員が5人以上のもの(2)	(財)兵庫丹波の森協会 (社福)兵庫県社会福祉協議会
県の職員を対象とした福利厚生事業を行うもの(2)	(財)兵庫県職員互助会 (財)兵庫県学校厚生会
地方財政健全化法の将来負担比率の算定基礎となる損失補償債務額等を有するもの	(社)兵庫みどり公社(再掲) 兵庫県土地開発公社(再掲) 兵庫県道路公社(再掲) 兵庫県住宅供給公社(再掲) (財)兵庫県園芸・公園協会(再掲)

地方自治法第221条第3項に規定する法人

- ・住宅供給公社、道路公社、土地開発公社、地方独立行政法人
- ・資本金、基本金等の2分の1以上を出資している又は債務負担している民法法人及び株式会社等